

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第784号)

平成22年6月10日

横 情 審 答 申 第 784 号

平 成 22 年 6 月 10 日

横浜市会議長 大久保 純 男 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成22年2月23日市会庶第1603号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「平成17年度分政務調査費収支報告書に係る会計帳簿（自由民主党横浜
市会議員団の分）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市会議長が、「平成17年度分政務調査費収支報告書に係る会計帳簿（自由民主党横浜市議員団の分）」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成17年度分政務調査費収支報告書に係る会計帳簿（自由民主党横浜市議員団の分）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市会議長（以下「実施機関」という。）が平成21年12月11日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 横浜市の政務調査費交付について

横浜市では、横浜市会政務調査費の交付に関する条例（平成13年2月横浜市条例第3号。以下「政務調査費条例」という。）を定め、横浜市会における会派又は議員に対して政務調査費を交付している（第2条）。

政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、毎年4月30日までに当該政務調査費に係る収支報告書を作成し、これに領収書等の写しを添付して、議長に提出しなければならないとされている（第6条第1項及び第2項）。また、横浜市会政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成13年3月横浜市会規程第1号。以下「施行規程」という。）では、会派の経理責任者及び議員は、会計帳簿を作成し、領収書等とともに、収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならないとされている（第6条第1項）。

(2) 平成17年度に交付された政務調査費についての政務調査費条例の適用について

政務調査費条例は、平成20年2月横浜市条例第10号により改正されており、同改正条例の附則第2項で「この条例による改正後の横浜市会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、

同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。」と規定されている。したがって、平成17年度に交付された政務調査費については、平成20年の改正前の規定が適用される。

平成20年の改正前の政務調査費条例では、政務調査費の交付対象は会派のみとされており（改正前の政務調査費条例第2条）、また、収支報告書に領収書等の写しを添付する旨の規定は設けられていなかった（改正前の政務調査費条例第6条第1項）。また、会計帳簿については、政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者が作成し、5年間保存しなければならないこととされていた（改正前の施行規程第5条第1項）。

(3) 非開示とした理由について

前記(1)及び(2)のとおり、平成17年度分の政務調査費については、会計帳簿は政務調査費の交付を受けた会派が作成・保存しなければならない文書とされている。一方で、会計帳簿を議長や市長に提出すべき旨の規定は、施行規程のほか、政務調査費条例や横浜市会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年3月横浜市規則第31号。以下「施行規則」という。）にも定められていない。

また、実際に平成17年度の政務調査費の収支報告に関して、会派からは、政務調査費条例に基づき収支報告書が提出されたのみであり、議長や市長は会計帳簿の提出を受けていない。

以上のとおり、本件申立文書は、政務調査費の交付を受けた自由民主党横浜市会議員団（以下「本国会派」という。）において作成し、保存しなければならない文書であり、実施機関では取得・保有していないことから条例第10条第2項の規定に基づき非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 会計帳簿は行政文書である。行政文書は条例第7条第1項により実施機関に開示義務がある。
- (3) 本件申立文書は、税金で組まれている予算の執行に係わる文書であって、また、政務調査費は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条に規定されている調査研究のための経費で実費弁償である。

- (4) 条例第2条の行政文書には、「法令、条例、規則等により作成が義務付けられている台帳、帳簿類」も該当する。会計帳簿は、地方自治法第149条の市長の担当事務の対象であり、同法第199条の監査委員の職務の対象となるものである。
- (5) 会計帳簿が5年間の保存義務とされているのは、地方自治法第236条の適用を受けるからである。私文書ならば同法の適用は受けないのであり、5年間の保存義務はなくてもよいことになる。
- (6) 「会派は会計帳簿を作成・保存しているが、実施機関において作成・取得しておらず保有していないため」とは、政務調査費の交付に關しての議会構成組織としての一体性を欠くものであり、さらに地方自治法第104条の議長の権限と義務違反である。
- (7) 政務調査費条例において収支報告書のみを会派から議長に提出させることとしたのは、条例議決権のある横浜市会である。議会は、地方自治法第96条の議案議決権を濫用して、議員に都合のよいように情報非公開にした。会計帳簿や領収書等も議長に提出させ公開すべきにもかかわらず、そのようにしなかったのは議長を初めとした議員に法規範の意識が欠落していたのである。現行の政務調査費条例第6条でも「会計帳簿」という文言を入れず、「領収書等」としてごまかしている。収支報告書と会計帳簿と領収書を突き合わせて照合しないと執行の正否が判明しない。
- (8) 横浜市監査委員は、政務調査費の制度創設以来、一度も実質的監査をしていない。市長も地方自治法第148条及び第149条に基づく事務執行の調査や会計監督をしない。議長も地方自治法第104条に基づく事務の統理の調査をしない。
- (9) 横浜市会と法律の不整合、この不合理・不条理を解決しなくてよいのか。納税者には知る権利がある。

5 審査会の判断

(1) 政務調査費の交付について

政務調査費は、地方自治法第100条第14項により、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として会派又は議員に対して交付することができるとされているものであり、横浜市会における政務調査費の交付については、政務調査費条例、施行規則及び施行規程が定められている。

実施機関の説明にあるとおり、政務調査費条例等は平成20年に改正されているが、本件請求に係る平成17年度の政務調査費については、改正前の政務調査費条例等が適用されることとされている。そこで、改正前の政務調査費条例等の規定を確認す

ると以下のとおりである。

まず、政務調査費は、議長に届出のあった会派に対して交付することとされ（政務調査費条例第2条）、政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、毎年4月30日までに当該政務調査費に係る収支報告書を作成し、議長に提出しなければならないとされている（政務調査費条例第6条第1項及び第2項）。また、会派には、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならないとされ（政務調査費条例第5条）、会派の経理責任者は、政務調査費の収入及び支出について会計帳簿を作成するとともに、証拠書類を整理し、これらの書類を収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならないとされている（施行規程第5条第1項）。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成17年度に交付された政務調査費について、改正前の施行規程第5条第1項に基づき本国会派の経理責任者が作成することとされている政務調査費の収入及び支出についての会計帳簿である。

(3) 本件申立文書の行政文書性について

ア 条例第2条第2項では、行政文書について「実施機関の職員が職務上・・・取得した文書・・・であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

イ 前記(1)の規定に照らすと、本件申立文書は、本国会派の経理責任者が作成し、保存しなければならないものと解されるところ、実施機関は、会計帳簿を議長に提出すべき旨の規定は、改正前の政務調査費条例等に定められておらず、また、実際に平成17年度の政務調査費に関して、会派からは会計帳簿の提出を受けておらず、本件申立文書を保有していないと主張しているため、以下検討する。

ウ 地方自治法第100条第15項は、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収支報告書を議長に提出するものとするとしており、同項を受けた改正前の政務調査費条例第6条第1項及び第2項は、会派の代表者に議長への収支報告書の提出を義務付けているものの、会計帳簿の提出については義務付けておらず、法令上議長は、会派に対し会計帳簿の提出を求める権限を有するものとはされていない。

エ また、本件申立文書について、実施機関の職員が本国会派から職務上取得し、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有していることをう

かがわせる事情も認められない。

オ そうすると、本件申立文書は、実施機関の職員が本件会派から職務上取得したとはいえず、実施機関が保有しているものともいえないから条例第2条第2項に定める行政文書に当たらないというべきである。

カ その他、申立人は種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではなかった。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年2月23日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成22年2月25日 (第162回第一部会) 平成22年2月26日 (第165回第二部会) 平成22年3月5日 (第97回第三部会)	・諮問の報告
平成22年4月8日 (第164回第一部会)	・審議
平成22年4月22日 (第165回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成22年5月13日 (第166回第一部会)	・審議
平成22年5月27日 (第167回第一部会)	・審議